

社会福祉法人 志紋福祉会 みなみの里
ボランティア会員 「ボランティア登録」についての要綱

(目的)

第1条 この要綱は、みなみの里におけるボランティア活動の推進を図るため、みなみの里ボランティア会員登録についての必要な事項を定めるものとする。

(登録の種類)

第2条 登録の種類は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 個人ボランティア登録
- (2) ボランティア団体登録

(ボランティアの登録要件)

第3条 ボランティアの登録は、次の各号に定める要件を備えているものとする。

- (1) 登録時、糸満市(南部圏域)ならびに、沖縄県に在住していること。
- (2) みなみの里と連携をとりながらボランティア活動を行う意思があること。
- (3) みなみの里の行事に積極的に参加協力する意思があること。
- (4) 登録対象者は高校生以上とする。

(登録による特典)

第4条 登録した個人ボランティア及び、ボランティア団体は、次の各号に定める特典を受けることができるものとする。

- (1) みなみの里より、「みなみの里だより(広報誌)」を年2、3回ご自宅に発送します(団体については、団体長あて)。
- (2) ボランティア活動にかかわる保険代はみなみの里が負担する。
- (3) 活動時間が1日(9:00~17:00)におよび、お昼をはさむ場合は、昼食を提供させていただきます。

(ボランティア登録方法)

第5条 ・ボランティア登録するには、施設に来院しボランティア登録カードに記入するか、電話等により必要事項を記入し提出する。または、みなみの里ホームページよりボランティア登録カード(PDF)をプリントアウトし、記入後、ファックスにて送ってもらう。

- ・ボランティア団体登録の場合は、会員名簿も提出する。

(ボランティア登録の更新)

第6条 ボランティア登録の更新は、個人ボランティア登録は2年毎に、ボランティア団体登録は3年毎に更新を行うものとする。ただし、登録後初めての更新は、個人ボランティア登録は2年経過後、ボランティア団体登録は3年経過後のそれぞれの最初の4月をもっておこなうものとする。

(ボランティア登録の解除)

第7条 ボランティア登録を解除するには、みなみの里へその旨を申し出るものとする。

(個人情報について)

第8条 ・ボランティア登録時、知りえた個人情報については、ボランティア活動の遂行以外の用件では使用しないこと。
・施設でのボランティアにあたり、守秘義務(活動中、知りえた個人及びその家族等の秘密や情報について活動後、決して他に漏らさない事)をお願いしたい。

附則

- 1、この要綱は平成22年4月1日から施行する。
- 2、この要綱の施行日前に登録している個人ボランティア及びボランティア団体は、第6条を準用するものとする。